

## 宮崎市議会だより作成事業公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

「宮崎市議会だより作成事業」の実施に当たり、公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により、当該業務に係る企画提案を広く求め、宮崎市議会だよりによる情報発信事業に対する考え方などを総合的に評価したうえで、最も適格と判断される事業者を委託契約の優先交渉権者として選定する。

### 2. 目的

1人でも多くの市民に対して、議会活動の周知や報告を行うために、民間業者の専門的なノウハウにより、市民の目を引き、読みやすく分かりやすい紙面づくりに取り組むとともに、議会ホームページや議会SNS、宮崎市議会DXみやだん等とも連動し、効果的な情報発信ができるような業者の選定を行う。

### 3. 業務の概要

#### (1) 業務名

宮崎市議会だより作成事業

#### (2) 業務内容

「宮崎市議会だより作成事業 仕様書(別紙1)」のとおり

### 4. 履行期間

・契約締結日～令和9年5月31日(令和6年6月定例会号～令和9年3月定例会号)

### 5. 委託料に関する事項

次の金額を超える提案は認めない。

#### (1) 本業務の見積上限額(消費税および地方消費税を含む)

委託料: 31,680,000 円

#### (2) 年度毎の見積上限額(消費税および地方消費税を含む)

令和6年度	7,920,000 円
令和7年度	10,560,000 円
令和8年度	10,560,000 円
令和9年度	2,640,000 円
合計	31,680,000 円

## 6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、コンソーシアムでの参加については代表者・構成員についても同様の要件を満たす者であること。

- (1) 宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に、第一希望業種を「一般印刷」で登録している者であって、宮崎市内に本店があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続の開始後、それぞれ裁判所の更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による換価・取立てにより支払が不可能になった者でないこと、又は民事保全法(平成元年法律第91号)に基づく仮差押命令の申立てその他第三者による債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (7) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者)ではないこと。
- (8) 本プロポーザル実施の告示日(以下「告示日」という。)から契約締結日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年告示第19号)又は宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年告示第198号)による指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) コンソーシアムにあつては、(1)の規定にかかわらず以下の条件を満たすこと。
  - ① コンソーシアムの構成員が単体業者又は他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。(誓約書(様式第3号)を提出すること。)
  - ② コンソーシアムは、代表者を選定すること。(協定書(様式第4号)を提出すること。)
  - ③ コンソーシアムの代表者は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、第一希望業種を「一般印刷」で登録している者であつて、宮崎市内に本店があること。
  - ④ コンソーシアムの代表者以外の構成員は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第

120条第3項に規定する入札参加資格者の名簿(令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿 物品・清掃等)に登録があり、宮崎市内に本店があること。また、第一希望業種については、特に指定しないものとする。

## 7. 選定スケジュール（予定）

実施内容	期日等
実施要領等の公表	令和6年1月22日（月）の週
参加申込に関する質問の提出	令和6年2月5日（月）正午まで
参加申込に関する質問の回答	令和6年2月7日（水）まで
参加申込書等の提出	令和6年2月14日（水）午後5時15分まで
参加資格審査結果の通知	令和6年2月16日（金）まで
企画提案書等に関する質問の提出	令和6年2月21日（水）正午まで
企画提案書等に関する質問の回答	令和6年2月27日（火）まで
企画提案書等の提出	令和6年3月1日（金）正午まで
プレゼンテーションの実施（予定）	令和6年3月18日（月）予定
評価結果の通知（予定）	令和6年3月21日（木）予定
委託事業者の決定と契約締結	上記通知日以降（令和5年度中の契約を予定）

## 8. 参加申込書及び参加資格確認書などの提出について

### (1) 提出方法

参加申込書(様式第1号)及び参加資格確認書(様式第2号)を、提出期限までに持参又は郵送(書留郵便に限る)により事務局あて提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、誓約書(様式第3号)、協定書(様式第4号)を提出すること。

※郵送後には、必ず電話で受領の確認を行うこと。

※参加申込書の提出がない場合はプロポーザルへの参加を認めない。

### (2) 提出期限

令和6年2月14日(水)午後5時15分(必着)

<提出書類一覧>

書類名	提出
参加申込書(様式第1号)	必須
参加資格確認書(様式第2号)	必須
誓約書(コンソーシアム)(様式第3号)	必要に応じて

協定書(コンソーシアム)(様式第4号)	必要に応じて
---------------------	--------

※コンソーシアムの場合は、構成員についても様式第2号、第3号の提出が必要です。

## 9. 企画提案書等の提出について

### (1) 企画提案書等の内容

#### ① 宮崎市議会だより見本作品

- ・「宮崎市議会だより作成事業企画提案書等記載事項(別紙2)」に基づき制作し、片面印刷とすること。

#### ② 企画提案書(任意様式)

- ・用紙サイズA4横書きとし、表紙・目次を除いて40ページ以内で記載すること。
- ・文字のサイズは10.5ポイント以上(図中の説明などを除く)、ページ番号を付与し、両面印刷とすること。
- ・「宮崎市議会だより作成事業企画提案書等記載事項(別紙2)」に基づき項目順に記載すること。
- ・新規読者獲得及びインターネットからのアクセスについて、独自の取組として提案したい内容があれば記載すること。

#### ③ 費用見積り(任意様式)

- ・次の区分、項目を参考に、用紙サイズA4縦書きで月額費用見積りを提出すること。

項 目	単価	数量	金額
取材			
写真撮影			
記事編集			
デザイン・レイアウト			
イラスト作成			
印刷・梱包・仕分け			
その他 ( )			
小 計			
消費税 (10%)			
合 計			

### (2) 部数等

### ①企画提案書

提出部数は、表紙等に会社名等を明記したものを紙で1部とPDFデータ(表紙等に会社名を明記したものと無記名のものを2つ)とする。また、無記名のものについては、会社名が特定される標記部分を空欄にすること。

### ②宮崎市議会だより見本作品

提出部数は、表紙等に会社名等を明記したものを紙で1部、無記名のものを紙で8部とPDFデータ(表紙等に会社名を明記したものと無記名のものを2つ)とする。また、無記名のものについては、会社名が特定される標記部分を空欄にすること。

### ③費用見積り

令和4・5年度宮崎市競争入札参加資格者名簿登録時に届け出た印鑑を押印したものを1部提出すること。

※会社案内等の事業概要などがある場合は企画提案書とは別に提出すること。

## (3) 提出方法及び提出期限

- ・提出方法は、持参または郵送とする。
- ・提出期限については、令和6年3月1日(金)正午まで必着とする。
- ・郵送による場合は簡易書留郵便により提出すること。
- ・提出期限内であれば、再提出(差替え含む)は可能とする。

< 提出書類一覧 >

書類名	提出
企画提案書	必須
宮崎市議会だより見本作品	必須
費用見積もり	必須

## 10. 審査方法

契約締結に係る優先交渉権を与える順位は、提出された企画提案書等と、提案内容のプレゼンテーション(以下「プレゼンテーション等」という。)について、選定委員会において定めた評価基準に基づき評価を行い決定するものとする。評価項目及び基準は「宮崎市議会だより作成事業審査基準書(別紙4)」のとおり。審査は書面及びプレゼンテーション等により実施する。

## 11. プレゼンテーション等について

企画提案内容を確認するため、参加申込者の負担においてプレゼンテーション等を実施する。プロジェクターやスクリーン、電源以外の機器を使用する場合は参加申込者が準備す

ること。

- (1) 日程 令和6年3月18日(月)(予定)
- (2) 場所 市が指定する場所
- (3) 参加者 1者につき3名以内とする
- (4) 実施時間
  - ① プレゼンテーション等 30分以内
  - ② 質疑応答 15分 計45分とする。

## 12. 質問について

### (1) 質問の受付及び回答方法

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第5号)をメール又はFAXにより、事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。回答は電子メール及び宮崎市ホームページにて行う。

### (2) 受付時間など

#### ① 参加申込に関する質問

告示日から令和6年2月5日(月)正午まで  
※回答は、令和6年2月7日(水)までに行う。

#### ② 企画提案書等に関する質問

告示日から令和6年2月21日(水)正午まで  
※回答は、令和6年2月27日(火)までに行うものとする。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時回答する。

## 13. 評価結果の通知について

評価結果は、参加申込者に対し、参加申込書に記載された電子メール宛に令和6年3月21日(木)までに通知を行う。また、宮崎市ホームページにも審査結果を公表する。なお、評価結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

## 14. 契約に関する基本事項について

### (1) 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い者と契約締結の交渉を行う。

### (2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う者とともに内容を確認のうえ、決定する

ものとする。

### (3) 契約保証金

契約締結にあたっては、受託者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除できるものとする。

### (4) 契約締結における個人情報の取り扱いについて

契約締結に当たっては、別に定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (5) 機密保持

本契約に関連して知り得た業務上の機密情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務遂行に当たっては「宮崎市情報セキュリティポリシー」(宮崎市ホームページに公開)を遵守すること。

## 15. その他

- ・企画提案書等は、1者につき1案とする。
- ・提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・企画提案書等の作成・提出等に要する費用は、提案者が負担するものとする。
- ・参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第6号)をメール又はFAXにより、事務局あて送付すること。なお、その際には必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。
- ・企画提案書等の著作権は参加申込者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等および添付書類の複製作成及び内容を無断・無償で使用できるものとする。

## 16. 問い合わせ及び提出先(事務局)

担当部署:宮崎市議会事務局議事調査課(本庁舎2階)

担当者 :草野

Eメール:50cyousa@city.miyazaki.miyazaki.jp

住 所:〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電 話:0985-21-1887

F A X:0985-31-0979